

新機種導入時の学会認定暫定術者に関する規定

一般社団法人日本泌尿器科学会

一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会

2022年12月23日 制定

2023年8月24日 改定

1. 新機種導入時の学会認定暫定術者の定義

- (1) 当該機種による当該領域手術のプロクターが本邦に存在しない場合に、独力で手術を実施することができる術者を新機種導入時の学会認定暫定術者として日本泌尿器科学会および日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会が2施設4名以内で認定する。
- (2) 新機種導入時の学会認定暫定術者を申請するものは学会による承認の通知を確認した後に当該機種による当該領域手術を開始する。

2. 新機種導入時の学会認定暫定術者の条件

- (1) 他機種、当該領域のプロクターを有しており、かつ当該術式の経験を有すること。
- (2) 当該機種を導入した企業が作成したトレーニングを終了し、その操作に習熟していること。
- (3) 日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会にトレーニング内容を記載した申請書
【[Word : 24KB](#)】【[PDF : 125KB](#)】を提出し、承認されること。
- (4) 所属する施設はロボット支援手術の経験があることが望ましい。